

高齡者支援課資料

1 特別養護老人ホームの重点化について

特養の入所に関する指針について

- 特養における入所指針について、勘案すべき事項として厚労省が明示しているのは、「要介護度」、「家族の状況」、「居宅サービスの利用状況」のみ。
- 特養の入所指針は原則として自治体において定めることとされており、自治体独自の取組がある場合は、その取組を尊重することとしている。また、基準省令上、入所の判断は施設において行うことになっている。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)(抄)

第七条 略

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超える場合には、介護の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3～7 略

指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について(平成14年8月7日計画課長通知)(抄)

1 指針の作成について

(1)指針は、その円滑な運用を図る観点から、関係自治体と関係団体が協議し、共同で作成することが適当であること。

2 入所の必要性の高さを判断する基準について

(1)基準省令に挙げられている勘案事項について

「介護の必要な程度」については、要介護度を勘案することが考えられること。

また、「家族の状況」については、単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することが考えられること。

(2)その他の勘案事項について

居宅サービスの利用に関する状況などが考えられること。

5 その他

管内の市町村・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重する必要があること。

特養への入所が必要と考えられる要介護1・2の高齢者

- 各特養において、要介護1・2の方の入所を決定した理由としては、認知症等により地域での生活が困難であること、家族の状況等により在宅での生活を支える体制が不十分であること、等が挙げられる。
- 軽度(要介護1及び2)の要介護者であっても、認知症等により常時の介護の必要性が認められる場合や、独居等により家族等による十分なサポートが期待できず、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に、特養への入所を認められることが考えられるのではないか。

【各特養において、要介護1・2での入所を決めた理由】

- ・ 認知症による頻繁な徘徊があり、また、一人で外出をすると帰宅することが困難。
- ・ 統合失調症による逸脱行動が顕著で、地域での生活が極めて困難。
- ・ 家族によるネグレクト、経済的・身体的虐待の存在。
- ・ 同居人も要介護であり、経済状況も踏まると、十分な医療・介護サービスを受けながら在宅生活を続けることが困難。
- ・ 独居で孤独を感じ、家族・本人ともに入所を強く希望。
- ・ 介護老人保健施設に入所していた期間が長かったこと等から、自宅での地域生活に復帰することが困難。
- ・ 孤立により事故死・自死に至る可能性。
- ・ 精神障害・知的障害等により生活維持能力や生活意欲が著しく低下。
- ・ 市町村による緊急対応としての措置入所。また、その後、契約入所に転換。

※一部特別養護老人ホームの施設長等に対する厚労省による聞き取り

【要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる要因】

- 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要であること。
- 知的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難であること。
- 家族によるサポートが期待できず、また、現に地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないこと。
- 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠であること。

2 介護施設等の災害復旧費について

介護施設等の災害復旧

平成26年度予算（案）22.6億円
(平成25年度補正予算 29.1億円)
(社会福祉施設等災害復旧費補助金＜東日本大震災復興特別会計＞)

1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。(平成25年度補正予算において、平成25年度中に着工可能な施設について、復興の加速化を図るために一部前倒し)

2. 補助対象施設

- | | | |
|------------|---------------|----------------|
| ◇特別養護老人ホーム | ◇養護老人ホーム | ◇老人デイサービスセンター |
| ◇老人短期入所施設 | ◇軽費老人ホーム | ◇認知症高齢者グループホーム |
| ◇介護老人保健施設 | ◇訪問看護ステーション 等 | |

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 補助率の引上げ

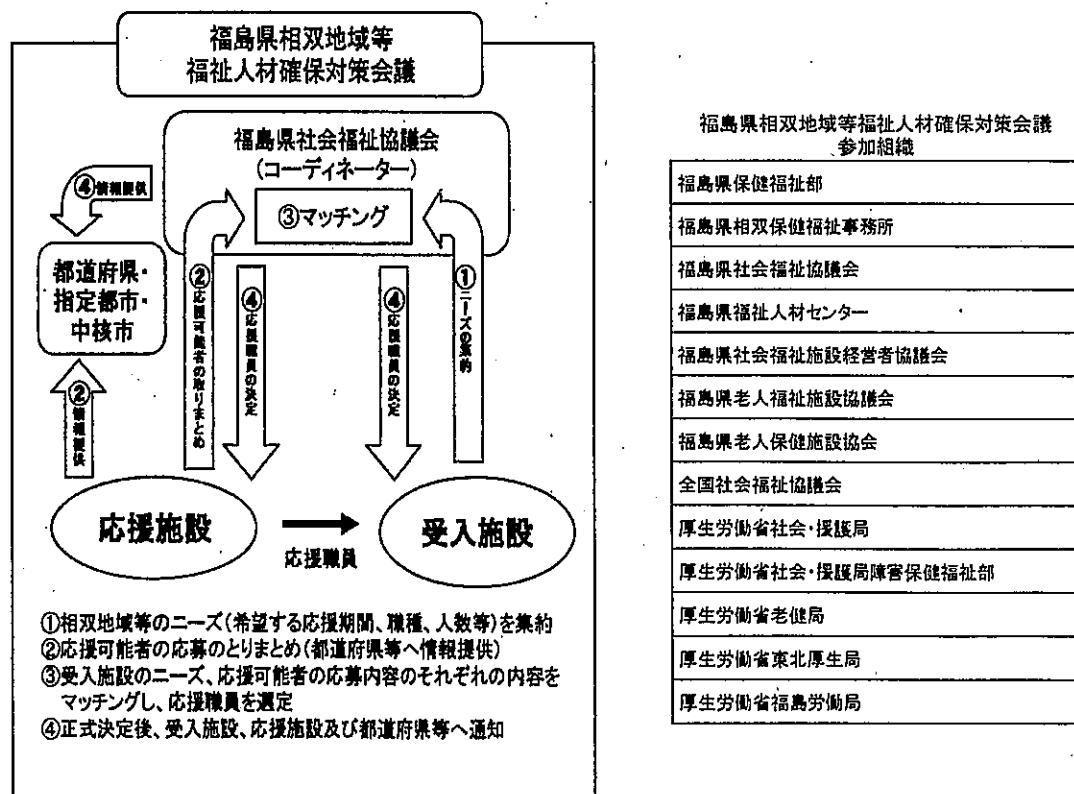
- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
1/2 → 2/3に引上げ(例:認知症高齢者グループホームなど)
1/3 → 1/2に引上げ(例:介護老人保健施設など)

3 介護職員等の応援事業について

福島県相双地域等への介護職員等の応援について

- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることとした。
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市的一部分(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。
(平成24年12月)
- 福島県の調査(H25.12)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成27年3月31日までとすることとした。(平成26年1月)
- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、
平成24年6月から平成25年12月末までの 延べ応援人数は 326名
平成26年1月から平成26年3月末までの 延べ応援人数は 50名(見込み) 合計 376名(見込み)

(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



○介護職員等応援事業の効果等に関する各施設コメント

自治体	応援受入施設名	応援職員の業務等	応援事業の効果及び評価
南相馬市	特別養護老人ホーム 長寿荘	・ユニット棟に勤務していただいているが、業務に夜勤がないだけで、普通番として当在職員と全く同じ業務をお願いしている。	・スタートから今まで計画、実現そして運営にご尽力いただいた全国経営協会はじめ全国老施協、県社協の皆さんに感謝しますが、それ以上に全国の仲間からご支援に感謝と御礼申し上げたい。その上で、ほんの一部に過ぎないのかも知れませんが、他法人施設や応援職員との繋がりがあり、生まれ、引続き広報誌のやり取りがあるなど現在も交流が続いている。有形無形の財産なったと共に自施設のスキルアップに寄与できている。
	特別養護老人ホーム 福寿園	・入浴介助(入浴者の衣類の着脱、居室との移動介助) ・利用者見守り ・トイレ誘導、食事、おやつ介助	・全国的に介護人材の不足する中で長期にわたる支援をいただき、協力して下さっている法人や職員の皆様には大変感謝しています。 ・この事業は、自施設の職員を他県、他施設への研修に参加させているような効果を感じます。
広野町	特別養護老人ホーム 竹水園	・コミュニケーション、散歩、食事介助、排泄介助、入浴介助、足浴介助、レクリエーション、作品作り、フロア見守り等	・ユニット職員と応援職員が2週間という期間を共に過ごすため、応援職員の施設の状況や思いなどを話して頂けるため、共有出来る事も多く、自施設のよい所を再発見できる機会になっています。他県の介護職員とのネットワーク作りが出来てきている。情報を交換することでストレスの軽減になっている。
	介護老人保健施設 長生病院	・離床、臥床介助、食事介助、排泄介助、入浴時の着脱介助、リネン交換、レクリエーション時の職員の補佐。	・とても有りがたいい、感謝の一言です。1ヶ月位居て下さると良いのですが応援元の施設のことを考えると、どこでも人手が足りないのでこちらの要望ばかりは言つてはいけません。
飯館村	特別養護老人ホーム 花ぶさ苑	・即戦力として通常勤務の早番・遅番のケアと支援に当つていたいた。帰り、入りが同日の人に引き継ぎをしていただいている。重ならない場合は、マニュアルを渡し施設職員が対応。	・昨年に比べ、応援職員に対しての対応等、マニュアル化しスムーズな流れどなっています。そのため、入所者を少しずつ増やすことが出来ております。
いわき市	特別養護老人ホーム いじたてホーム	・即戦力として通常勤務の早番・遅番のケアと支援に当つていたいた。また引き継ぎは各自で行つてもらいました。	・応援職員を受け入れるに当つて、普しあしを踏まえ様々なことを考へ身構えることでもあった。しかし、応援施設の方々に事前に訪問して頂き、現場視察や要望を伝えることで、結果、良い繋がりができることができました。
	介護老人保健施設 シサイドハイツレジ	・食事介助、入浴介助、オムツ交換等老健施設での業務全般。	・時間と労力をかけて、応援に来て下さることに深く感謝している。本人のみならず、貴重な人材の派遣を心よく承知して下さった当該施設の皆さんにも感謝申し上げたい。

今年度応援事業に応募いたいたいた法人・施設等の一覧(H26.1.29現在)

自治体名	法人名	種別	施設名称
北海道	(社)北翔会	療介	札幌あゆみの園
北海道	(社)室蘭福祉事業協会	特養	白鳥ハイツ
北海道	(社)札幌慈啓会	特養	慈啓会特別養護老人ホーム
北海道	(社)黒松内つくし園	特養	緑ヶ丘ハイツ
北海道	(社)札幌光陽会	ケア	グリーンハイツ光陽
北海道	(社)栄和会	特養	厚別栄和荘
青森県	(社)素晴らしい会	本部	素晴らしいシャルワーセンター
秋田県	(社)花輪ふくし会	特養	東恵園
山形県	(社)米沢栄光の里	特養	万世園
山形県	(社)米沢栄光の里	障支	松風園
山形県	(社)恵泉会	特養	永春莊
山形県	(社)かたばみ荘	特養	かたばみ荘
山形県	(社)天童福祉厚生会	特養	明幸園
山形県	(社)清流会	特養	まごころ荘
山形県	(社)大蔵福祉会	特養	翠明荘
山形県	(社)村山光厚生会	特養	ふもと
山形県	(社)妙光福祉会	特養	歲王やすらぎの里
山形県	(社)妙光福祉会	老健	塞河江やすらぎの里
山形県	(社)光風会	短期	ショートステイめふよう
山形県	(社)光風会	老健	シエ・モア
埼玉県	(社)桑の実会	特養	康泰園
埼玉県	(社)永楽会	特養	老健
千葉県	(社)清和園	特養	永楽園
千葉県	(社)六高台福祉会	特養	清和園
東京都	(医)研精会	老健	デンマークイン新宿
神奈川県	(社)中川徳生会	特養	ビオラ市ヶ尾
神奈川県	(社)中川徳生会	特養	ビオラ川崎
神奈川県	(社)中川徳生会	特養	中川の里
神奈川県	(社)秀峰会	特養	南永田桜樹の森
神奈川県	(社)秀峰会	短期	花の生活館
神奈川県	(社)心の会	特養	さくらの里山科
神奈川県	(社)心の会	GH	さくらの家三番館
新潟県	(社)愛宕福祉会	特養	豊浦愛宕の園
新潟県	(社)長岡福祉協会	特養	こぶし園
新潟県	(社)長岡福祉協会	小規模	高齢者ケアセンター千秋
新潟県	(社)柏崎刈羽福祉事業協会	特養	しおかせ荘

今年度応援事業に応募いたいたいた法人・施設等の一覧(H26.1.29現在)

自治体名	法人名	種別	施設名称
新潟県	(社)小佐渡福祉会	特養	はまちの里
新潟県	(社)奴奈川福祉会	特養	みやまの里
新潟県	(社)上越老人福祉協会	特養	いなほ園
新潟県	(社)長岡老人福祉協会	特養	桃季園
新潟県	(社)村上岩船福祉会	特養	さつき園
新潟県	(社)中越老人福祉協会	特養	やすらぎの里
新潟県	(社)中瀬原福祉会	特養	横臺の里
新潟県	(社)秋葉福祉会	特養	かんばらの里
新潟県	(社)新潟南福祉会	特養	虹の里
新潟県	(社)新潟南福祉会	特養	黒崎の里
富山県	(社)梨臺福祉会	特養	梨臺苑
富山県	(社)富山市役谷福祉会	特養	白光苑
富山県	(社)小杉福祉会	特養	大園の杜
富山県	(社)富山聖マリア会	特養	常楽園
石川県	(社)眉丈会	特養	眉丈園
石川県	(社)清祥会	特養	こすもす
石川県	(社)倦充会	テイ	青山影光苑ハビリテーションセンター
石川県	(社)長寿会	特養	長寿園
福井県	(社)わかつけ共済部	ケア	グレースフルわかつかけ
福井県	(社)光道園	障支	ライトホーフセンター
福井県	(社)足羽福祉会	特養	愛全園
石川県	(社)長寿会	特養	長寿園
山梨県	(社)平成福祉会	特養	大月富士見苑
山梨県	(社)身延山福祉会	特養	みのぶ莊
山梨県	(社)大寿会	特養	快晴苑
山梨県	(社)改寿会	特養	芙蓉莊
山梨県	(社)美咲会	特養	小山莊
山梨県	(社)緑樹会	特養	明山莊
山梨県	(社)信和会	特養	穴山の杜
山梨県	(社)山梨県社会福祉事業団	特養	桃源莊
山梨県	(社)さくら会	特養	風林莊
山梨県	(社)清長会	特養	敷島莊
山梨県	(社)緑水会	特養	桜の里(地域密着型)
山梨県	(社)いきいき俱楽部	特養	コスモ・アンシア(地域密着型)
山梨県	(社)白根聖明会	特養	白根聖明園
長野県	(社)正友会	特養	さわらび
長野県	(社)童垣会	特養	第二光の園

今年度応募いただいた法人・施設等の一覧(H26.1.29現在)

自治体名	法人名	種別	施設名称
長野県	(社)萱垣会	養護	光の園
長野県	(社)萱垣会	特養	赤石寮
長野県	(社)萱垣会	養護	新野ティースセンターハはなのき荘
長野県	(社)有倫会	短期	ウエルハートおかや
長野県	(社)ちいさがたの福祉会	障支	さんらいヂナール
長野県	(社)大樹会	養護	ベルポートまるごこ西
長野県	(社)依田窪福祉会	特養	依田窪特別養護老人ホーム
長野県	(社)佐久福寿園	特養	佐久福寿園特別養護老人ホーム
長野県	(社)伊南福祉会	特養	鶴成園
岐阜県	(社)杉和会	特養	優・悠・邑
静岡県	(社)梓友会	特養	梓の里
静岡県	(社)梓友会	特養	みくらの里
静岡県	(社)天竜厚生会	特養	さやの家
静岡県	(社)天竜厚生会	特養	翠松苑
静岡県	(社)春風会	特養	伊豆中央ケアーセンター
静岡県	(社)春風会	特養	ぬくもりの里
静岡県	(社)御前崎厚生会	特養	灯光園
静岡県	(社)丹穂会	特養	福寿荘
静岡県	(社)聖穌福祉事業団	特養	和合愛光園
静岡県	(社)美芳会	特養	すどいの杜
静岡県	(社)ほなみ会	特養	南風
愛知県	(社)昭徳会	特養	安立荘
愛知県	(社)成祥福祉会	特養	ゆうあい
愛知県	(社)日進福祉会	特養	日進ホーム
愛知県	(社)南知多	特養	あい美の丘
三重県	(社)明合乃里会	特養	やまゆりの里
三重県	(社)青山里会	テイ	小山田ディサービスセンター
三重県	(社)高田福祉事業協会	特養	高田光寿園
三重県	(社)洗心福祉会	老健	地域総合ケアセンターシルバーカア豊春園
滋賀県	(社)六心会	特養	清水苑
滋賀県	(社)ゆたか会	特養	清風荘
滋賀県	(社)甲南会	特養	せせらぎ苑
大阪府	(社)大阪府社会福祉事業団	養護	東大阪養護老人ホーム
大阪府	(社)大阪府社会福祉事業団	特養	四條畷荘
大阪府	(社)玉美福祉会	特養	向日葵

今年度応援事業に応募いただいた法人・施設等の一覧(H26.1.29現在)

自治体名	法人名	種別	施設名称
大阪府	(社)ジー・ケー社会貢献会	特養	グルメ杵屋社会貢献の家
大阪府	(社)朋和会	特養	年輪
大阪府	(社)堺暁福社会	特養	遊づる
大阪府	(社)隆生福社会	特養	ゆめあまみ
大阪府	(社)聖徳会	特養	大阪老人ホーム
大阪府	(社)聖徳会	特養	大阪老人ホームうえだ
大阪府	(社)朋寿会	訪問	あすかハ尾ヘル・ステーション
大阪府	(社)天心会	特養	ヴエルディハ戸ノ里
大阪府	(社)聖徳園	特養	ひらかた聖徳園
兵庫県	(社)聖徳園	特養	にしのみや聖徳園
兵庫県	(社)みかり会	特養	どんぐりの里
兵庫県	(社)正久福社会	特養	宝塚まどか園
兵庫県	(社)正久福社会	特養	まどか園
兵庫県	(社)神戸福生会	特養	永栄園
兵庫県	(社)神戸福生会	ケア	こうべ甲南
兵庫県	(社)大慈厚生事業会	特養	大慈弥勒園
兵庫県	(社)慈厚生生活文化部兵庫県済生会	特養	ふじの里
兵庫県	(社)やながせ福社会	特養	姫路・勝原ホーム
兵庫県	(社)円勝金	特養	シルバーコースト甲子園
兵庫県	(社)三相園福祉会	特養	おかの花
兵庫県	(社)よい子の広場福祉会	特養	書写ひまわりホーム
兵庫県	(社)かるべの郷福祉会	特養	かるべの郷あじさい
兵庫県	(社)みつみ福祉会	障支	春日学園(知的障害児)
奈良県	(社)聖アナンダの家	特養	三郷聖アナンダの家
奈良県	(社)三養福社会	特養	壇原の郷
奈良県	(社)祥水園	特養	祥水園
奈良県	(社)明徳会	GH	テンダーヒル御所わかば
奈良県	(社)大和会	特養	都郁すずらん苑
奈良県	(社)総合施設美吉野園	特養	美吉野園 特養寮
奈良県	(社)宝山寺福祉事業団	特養	あくなみ苑
奈良県	(社)宝山寺福祉事業団	特養	梅香莊
奈良県	(社)やすらぎ会	特養	やすらぎ園
奈良県	(社)正和会	特養	まきの苑
奈良県	(社)仁南会	特養	さうす国見
奈良県	(社)カリックヨコワホーム	特養	サンタ・マリア

今年度応援事業に応募いただいた法人・施設等の一覧(H26.1.29現在)

自治体名	法人名	種別	施設名称
鳥取県	(社)しらゆり会	障支	光洋の里
鳥取県	(社医)明和会医療福祉センター	病院	渡辺病院
島根県	(社)しらゆり会	救護	泉の園
広島県	(社)慈楽福祉会	特養	瀬野川ホーム
広島県	(社)慈楽福祉会	特養	あきながの
広島県	(社)三條会	障支	仁方
広島県	(社)アスワン山荘	特養	アスワン山荘
山口県	(社)ひとつの会	特養	自由の杜
山口県	(社)松美会	特養	アイユウの苑
香川県	(社)正友会	特養	満濃荘
香川県	(社)正友会	特養	仲南荘
愛媛県	(社)西予総合福祉会	デイ	福祉の里デイサービスセンター
愛媛県	(社)西予総合福祉会	特養	皆楽園
愛媛県	(社)西予総合福祉会	特養	字和町特別養護老人ホーム松葉寮
愛媛県	(社)西予総合福祉会	特養	あけはま荘
福岡県	(社)日本傷痍者更生会	特養	恵の家
福岡県	(社)恵徳会	特養	恵昭園
佐賀県	(社)清昭園	特養	清昭園
佐賀県	(社)清昭園	特養	清昭園 清涼館
佐賀県	(社)真栄会	特養	こすもす苑
佐賀県	(社)清水福祉会	特養	清水園
長崎県	(社)秀峯会	特養	きじの里
熊本県	(医)孔子会	老健	孔子の里
熊本県	(社)日岳会	特養	ひだけ荘
熊本県	(社)健成会	特養	みゆき園
熊本県	(社)杏風会	特養	白寿園
熊本県	(社)青山会	特養	くわのみ荘
熊本県	(社)岳寿会	特養	梅香苑
熊本県	(社)伸生紀	特養	ニモれいび
大分県	(社)みのり村	特養	苦是樹
大分県	(社)みのり村	障支	第1みのり学園(障害児)
大分県	(社)みのり村	障支	白萩園
大分県	(社)永生会	特養	清流苑
大分県	(社)永生会	特養	明治清流苑
大分県	(社)一燈園	特養	一燈園
大分県	(社)みずほ厚生センター	特養	四季の郷

今年度応援事業に応募いただいた法人・施設等の一覧(H26.1.29現在)

自治体名	法人名	施設名	施設名称	種別
大分県	(社)みずほ厚生センター	(社)長陽会	四季の郷デイサービスセンター	デイ
大分県	(社)長陽会	(社)穂燈舎	長良苑	特養
大分県	(社)黒潮会	(社)黒潮会	介護予防センターエ清流園	デイ
宮崎県	(社)黒潮会	(社)黒潮会	百華苑	特養
宮崎県	(社)黒潮会	(社)黒潮会	寿樂園	特養
宮崎県	(社)黒潮会	(社)黒潮会	望洋の郷	特養
宮崎県	(社)ひまわり会	(社)ひまわり会	大地	特養
鹿児島県	(社)恵心会	(社)恵心会	清翁園	特養
鹿児島県	(社)恵心会	(社)恵心会	はぴー園	特養
沖縄県	(社)やうなの会	(社)やうなの会	谷茶の丘・雅	特養

(種別)

特別養護老人ホーム	老人保健施設	養護老人ホーム	特定施設
老健	デイサービスセンター	ケアハウス	短期
養護	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所
ケア	訪問介護事業所	訪問介護事業所	訪問介護事業所
アゲ	障害者支援施設	医療型障害児入所施設・療養介護	救護
ティ	法人本部	療介	障介

4 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等について

介護基盤緊急整備等臨時特例基金

・基金総額：3,797億円
・実施期間：平成21～26年度末まで

1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として、各都道府県に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備に対する支援やスプリンクラー等の防火安全設備に対する支援等を実施。

2. 事業内容・助成単価

①介護基盤の緊急整備特別対策事業（2,737億円）<21①補正:2,212億円、22①補正:184億円、24予備費:341億円>

○事業内容：小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の施設整備費を助成。
○助成単価（例）：小規模特別養護老人ホーム/1床あたり400万円、認知症高齢者グループホーム/1施設あたり3,000万円
小規模多機能型居宅介護事業所/1施設あたり3,000万円等

②既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業（470億円）

<21①補正:283億円、22予備費:137億円、24予備費:50億円>
○事業内容：既存の特養やグループホーム等に対しスプリンクラー等の防火安全設備の設置費用を助成。
○助成単価（例）：スプリンクラー（1,000m²以上）/1m²あたり17千円、同（1,000 m²未満）/1m²あたり9千円等

③認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業（124億円）

<22①補正:119億円、24予備費:50億円>
○事業内容：グループホーム等の耐震改修、大規模修繕に係る費用や特養等のユニット化に係る改修費用を助成。
○助成単価（例）：耐震改修、大規模修繕（小規模特養等：1施設あたり1,300万円、グループホーム等：1施設あたり650万円）
待養等ユニット化改修（「多床室→ユニット」/1床あたり200万円、「個室→ユニット」/1床あたり100万円）

④地域支え合い体制づくり事業（399億円）

<22①補正:200億円、23①補正:70億円、23②補正:90億円、25当初:23億円、26当初:15億円>
○事業内容：地域における日常的な支え合い活動や高齢者等に対する相談、生活支援等の体制づくりの推進。
また、東日本大震災の被災者に対する相談、生活支援を行うとともに、仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営を推進。

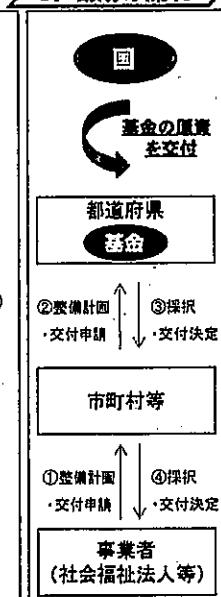
○助成単価（例）：県知事が認めた額等

⑤介護基盤復興まちづくり整備事業（29億円）<23③補正:29億円>

○事業内容：東日本大震災の被災地の復興にあたり、地域交流拠点や配食サービス拠点等の地域包括ケア拠点の施設整備費を助成。
○助成単価：1施設あたり3,000万円
※上記5事業の他、他庁局所管の「被災地健康支援事業」<23③補正:29億円、26当初:10億円>あり。

注)①及び②の事業について、基金の残高が不足する都道府県内の整備については、平成25年度補正予算の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」(266億円)を活用。

3. 助成の流れ



介護職員待遇改善等臨時特例基金

（「施設開設準備等特別対策事業」に係る分）

・基金総額：916億円
・実施期間：平成21～26年度末まで

1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として、各都道府県に「介護職員待遇改善等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、円滑な施設開設のための開設準備経費に対する支援や、大都市部等において、介護施設等の整備を促進するため、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金についての支援を実施。

2. 事業内容・助成単価

①施設開設準備経費助成特別対策事業（786億円）<21①補正:681億円、24予備費:105億円>

○事業内容：特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成。
○対象施設：（広域型含む）特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設）、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

○対象経費（例）：・施設の開設に当たり必要となる初年度設備

- ・開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- ・開設のための普及啓発経費（地域住民の事業に対する理解を深めるための巡回会等の開催、利用希望者本人や家族への施設概要説明・待遇内容等の紹介）
- ・職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- ・開設に当たっての周知・広報経費（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- ・開設準備事務経費（経営コンサルタント会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等）に要する経費
- ・その他開設の準備に必要な経費

○助成単価：1床あたり60万円以内で都道府県知事が定めた額

②定期借地権利用による整備促進特別対策事業（131億円）<21①補正:118億円、24予備費:13億円>

○事業内容：定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について助成。
○対象施設：（広域型含む）特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設）、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

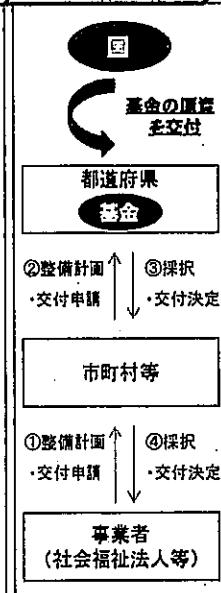
○助成条件：助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限り、保証金は対象外とする。
なお、定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。

○助成単価：定期借地権設定に伴い授受される一時金（※）の半額を助成
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする。

※なお、同基で行っていた「介護職員待遇改善事業」は23年度末をもって終了。

注)①及び②の事業について、基金の残高が不足する都道府県内の事業については、平成25年度補正予算の「地域介護・福祉空間整備推進交付金」(78億円)を活用。

3. 助成の流れ



5 平成25年度補正予算における介護基盤等整備事業等について

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進 (介護基盤等整備事業)

平成25年度補正予算 206億円
(ハード交付金)

1. 概要

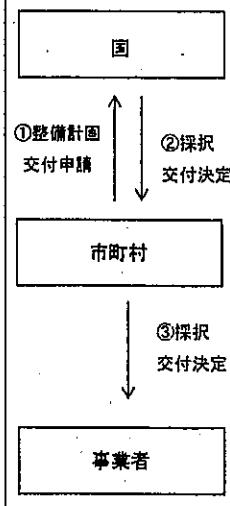
- どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現するためには、地域密着型の介護基盤の整備を着実に進めなければならないが、地域密着型の介護基盤の整備を支援する「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」については、25年度末には基金が枯渇する都道府県が見込まれるなど、基金の不足が顕著になっている。
- このため、各市町村で整備する地域密着型の介護基盤の整備を切れ目なく着実に進めるため、ハード交付金による支援を実施する。

2. 事業内容・補助単価

- 事業内容 市町村が整備する特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス拠点等の基盤整備に必要な経費について支援を行う。

施設・事業所類型	補助単価一覧(定額)
地域密着型サービス	
特別養護老人ホーム	200~400万円
ケアハウス	200~400万円
小規模多機能型居宅介護事業所	1,500~3,000万円
認知症高齢者グループホーム	1,500~3,000万円
認知症対応型デイサービスセンター	1,000万円
夜間対応型訪問介護ステーション	500万円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	500万円
複合型サービス事業所	2,000万円
介護老人保健施設(定員29名以下)	2,500~5,000万円
介護予防拠点	750万円
地域包括支援センター	100万円
生活支援ハウス	3,000万円
1施設・事業所あたり	

3. 補助の流れ



○ 社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進 (既存介護施設等のスプリンクラー整備支援)

平成25年度補正予算 60億円
(ハード交付金)

1. 概要

- 平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災等を受け、自力避難が困難である要介護者等が入居等する施設等について、スプリンクラー設備等の設置が求められているところである。
- 一方、消防庁においては、高齢者施設のスプリンクラー設備に係る面積要件等を見直すための消防法施行令の改正が予定されており、平成27年4月より施行される予定となっている。
- このため、現在、スプリンクラー設備等が未設置となっている施設等について、平成27年4月に向けて、スプリンクラー設備等の設置を計画的に行うものである。

2. 事業内容・補助単価

① 小規模施設の消火ポンプ等に要する費用の助成(17億円) [新規]

(事業内容) スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置して対応する場合に要する費用について補助する。

(補助対象) 1,000m²未満の小規模施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等)

(補助単価) 定額: 2,250千円(1施設あたり)

② 小規模多機能型居宅介護事業所へのスプリンクラー助成(2億円)

(事業内容) スプリンクラー設備等が未設置である275m²未満の小規模多機能型居宅介護事業所について、スプリンクラー設備に要する費用を補助する。

(補助対象) スプリンクラー未設置の小規模多機能型居宅介護事業所(275m²未満)

(補助単価) 定額: 9千円(1m²あたり)

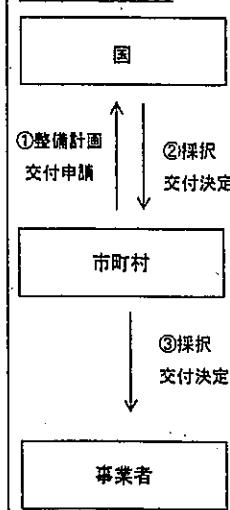
③ ケアハウス等へのスプリンクラー助成(41億円)

(事業内容) スプリンクラー設備等が未設置であるケアハウス等について、スプリンクラー設備に要する費用を補助する。

(補助対象) スプリンクラー未設置のケアハウス等

(補助単価) 定額: 17千円(1m²あたり、1,000m²以上)、9千円(1m²あたり、1,000m²未満)

3. 補助の流れ



○ 社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進(続き)
 (既存介護施設等のスプリンクラー整備支援)

4. 捧助対象施設

【現行】

【改正案】

施設種別	
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
老人保健施設	老人保健施設
養護老人ホーム	養護老人ホーム
軽費老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)	軽費老人ホーム
老人短期入所施設	老人短期入所施設
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者グループホーム
小規模多機能型居宅介護事業所(要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る)	小規模多機能型居宅介護事業所
	複合型サービス事業所
有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)	有料老人ホーム
	生活支援ハウス等

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進
 (介護施設等施設開設準備等助成事業)

平成25年度補正予算 86億円
 (ソフト交付金)

1. 概要

① 施設開設準備等特別対策事業

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のための開設準備経費に対する支援や、大都市部における介護施設等の整備の促進を図るために、定期借地権の設定時に土地所有者に支払われた一時金について支援を実施する。

② 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業

できる限り住み慣れた地域で在宅を基本として生活を継続し、地域社会の中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを包括的に受けができる社会を実現するためには、「定期巡回・随時対応サービス」を拡充していくことが必要であり、事業の実施に要する経費について支援する。

2. 事業内容・補助単価

① 施設開設準備等特別対策事業 (78億円)

(事業内容) (1) 特別養護老人ホーム等の開設準備経費について補助する。

(2) 定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について、補助する。

助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限り、保証金は対象外とする。

定期借地権の設定期間は、50年以上。

(補助対象) 特別養護老人ホーム(広域型含む)、介護老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、養護老人ホーム

(補助単価) (1) 1床あたり60万円以内

(2) 定期借地権の設定に伴い授受される一時金(※)

(※)敷地の路線価評価額の1/2を補助対象の上限とする。

② 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業 (8億円)

1事業所あたり 1千万円 (80ヵ所程度)

<本事業の対象として想定されるもの>

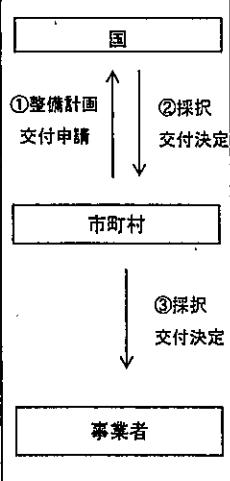
・利用者からの通報に適切に対応するためのシステム構築費

・利用者に配布するためのケアコール端末(テレビ電話等を含む。)

・ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する

端末(当該情報共有を管理するためのシステム等を含む。) 等

3. 捧助の流れ



6 地域介護・福祉空間整備等交付金等について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成26年度予算(案)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 26億円
	地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 8億円

① 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 市区町村全城を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的事業等整備計画」及び既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設等転換整備計画」を策定することができる。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**: 要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**: 介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイの整備事業**: 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案事業**: 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**: 要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **地域支え合いセンター整備事業**: 高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付。
- **介護療養型医療施設等転換整備事業**: 既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【助成単価】 (25年度)	整備区分			単位	配分基礎単価
	都市型軽費老人ホーム整備事業	施設内保育施設整備事業	緊急ショートステイの整備事業		
	整備床数	1,500千円			
	施設数	10,000千円			
	整備床数	1,000千円			
	施設数	30,000千円			

【助成単価】 (25年度)	整備区分			単位	配分基礎単価
	小規模な養護老人ホーム整備事業	地域支え合いセンター整備事業	介護療養型医療施設等転換整備事業		
	整備床数	2,000千円			
	施設数	(創設)30,000千円 (改築)16,500千円			
	整備床数	1,700千円 (改築)2,100千円 (改築)2,500千円			
	転換床数				

② 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)

地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

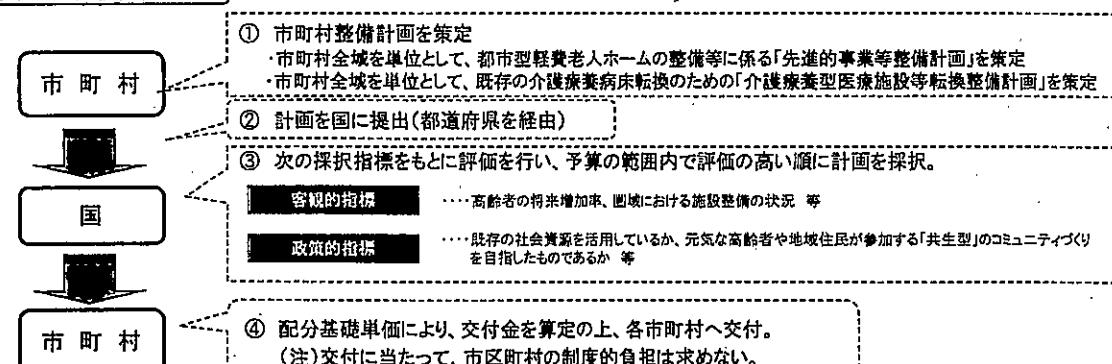
【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のため、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

【助成単価】(25年度)

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	10,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のため、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

交付金の交付の流れ



7 社会福祉施設等耐震化状況調査結果について



Press Release

報道関係者 各位

平成25年9月13日

(照会先)

社会・援護局福祉基盤課

課長補佐 岡河 (内線 2861)

係長 栗原 (内線 2864)

(代表 03-5253-1111 直通 03-3595-2616)

(社会福祉施設関係照会先)

○児童関係施設等

雇用均等・児童家庭局総務課

課長補佐 上井 (内線 7819)

(直通 03-3595-2491)

○障害児者関係施設

障害保健福祉部障害福祉課

課長補佐 池田 (内線 3031)

(直通 03-3595-2528)

○高齢者関係施設

老健局高齢者支援課

課長補佐 高橋 (内線 3970)

(直通 03-3595-2888)

○その他関係施設

社会・援護局福祉基盤課

課長補佐 岡河 (内線 2861)

(直通 03-3595-2616)

社会福祉施設等の耐震化状況調査の結果

～平成24年の社会福祉施設等の耐震化率は84.3%～

厚生労働省では、各都道府県、指定都市及び中核市を通じて、社会福祉施設等の耐震化状況調査を実施しました。

このほど、平成24年の調査結果がまとまりましたので公表します（別添1、2及び3参照）。

(平成24年調査のポイント)

・社会福祉施設等の耐震化率は84.3%

※前回の平成22年調査(81.3%)より3ポイントの向上

社会福祉施設等※は、地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用されるため、利用者の安全を確保する観点から国庫補助や独立行政法人福祉医療機構の融資により、耐震化整備を進めているところです。

※社会福祉施設等は、保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホーム、保護施設等

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、都道府県等に対し、計画的に耐震化整備を推進するよう要請したところであり（別添4参照）、引き続き耐震化の促進に努めています。

また、今後も、耐震化状況についてのフォローアップ調査を行うことにしています。

(別添1) 社会福祉施設等の耐震化状況（総括表）

(別添2) 社会福祉施設等の耐震化状況（施設別）

(別添3) 社会福祉施設等の耐震化状況（都道府県・市別）

(別添4) 調査結果及び耐震化の推進に関する都道府県・市向け通知

【調査内容】

1 調査対象施設

全国の社会福祉施設等（保育所等の児童関係施設、障害者支援施設等の障害児者関係施設、特別養護老人ホーム等の高齢者関係施設、保護施設等のその他関係施設）

2 調査方法

都道府県、指定都市、中核市から報告のあった調査対象施設の建物（棟）単位での耐震化状況について集計

3 調査時点

平成24年4月1日時点

社会福祉施設等の耐震化状況 (総括表)

施設種別	前回 (平成22年4月1日時点)	昭和56年以前建築の 全棟数		昭和56年以前建築の うち改修の必要がない 棟数	昭和56年以前建築の うち改修済みの 棟数	昭和56年以前建築の うち改修中の 棟数	耐震化率 E/A
		A	B				
	今回 (平成24年4月1日時点)	164,542	124,280	8,009	6,347	138,636	84.3%
	前回 (平成22年4月1日時点)	146,221	107,293	6,947	4,605	118,845	81.3%

(注1)「全棟数」は、廃止予定の棟数を差し引いたもの

(注2)「改修の必要がない棟数」は、耐震診断を実施した結果、耐震改修が不要と判断された棟数

(注3)「耐震化率」は、全棟数のうち、耐震性がある棟数(昭和57年以降建築の棟数及び昭和56年以前建築の棟のうち改修の必要がない棟数と改修済み、改修中の割合)

社会福祉施設等の耐震化状況 (施設別)

施設種別	前回(平成22年4月1日時点)					今回(平成24年4月1日時点)				
	昭和56年以前建築の 全棟数	昭和56年以前建築の うち改修の必要がない 棟数	昭和56年以前建築の うち改修済みの 棟数	昭和56年以前建築の うち改修中の 棟数	耐震化率 E/A	昭和56年以前建築の 全棟数	昭和56年以前建築の うち改修の必要がない 棟数	昭和56年以前建築の うち改修済みの 棟数	昭和56年以前建築の うち改修中の 棟数	耐震化率 E/A
児童関係施設等	50,403	27,771	4,631	3,596	35,998 71.4%	54,510	31,867	5,275	4,667	41,809 76.7%
公立	26,612	12,997	3,401	2,607	19,005 71.4%	28,265	14,581	3,872	3,391	21,844 77.3%
私立	23,791	14,774	1,230	989	16,993 71.4%	26,245	17,286	1,403	1,276	19,965 76.1%
障害児者関係施設	26,231	18,581	1,042	431	20,054 76.5%	31,324	22,627	1,280	803	24,710 78.9%
公立	3,511	2,244	486	110	2,840 80.9%	3,714	2,297	451	156	2,904 78.2%
私立	22,720	16,337	556	321	17,214 75.8%	27,610	20,330	829	647	21,806 79.0%
高齢者関係施設	67,351	59,813	1,109	514	61,436 91.2%	76,541	68,684	1,246	800	70,730 92.4%
公立	9,154	7,071	433	208	7,712 84.2%	8,703	6,784	450	233	7,467 85.8%
私立	58,197	52,742	676	306	53,724 92.3%	67,838	61,900	796	567	63,263 93.3%
その他関係施設	2,236	1,128	165	64	1,357 60.7%	2,167	1,102	208	77	1,387 64.0%
公立	1,657	778	126	48	952 57.5%	1,584	726	157	51	934 59.0%
私立	579	350	39	16	405 89.9%	583	376	51	26	453 77.7%
社会福祉施設等 計	146,221	107,293	6,947	4,605	118,845 81.3%	164,542	124,280	8,009	6,347	138,636 84.3%
公立	40,934	23,090	4,446	2,973	30,509 74.5%	42,266	24,388	4,930	3,831	33,149 78.4%
私立	105,287	84,203	2,501	1,632	88,336 83.9%	122,276	99,892	3,079	2,516	105,487 86.3%

(注1)「全棟数」は、廃止予定の棟数を差し引いたもの

(注2)「改修の必要がない棟数」は、耐震診断を実施した結果、耐震改修が不要と判断された棟数

(注3)「耐震化率」は、全棟数のうち、耐震性がある棟数(昭和57年以降建築の棟数及び昭和56年以前建築の棟のうち改修の必要がない棟数と改修済み、改修中の割合)

社会福祉施設の耐震改修状況調査(高齢者関係施設)

施設種別	全施設数 A	昭和56年 より降り 建業棟数 B	昭和56年 以前建築の 構造のうち 改修の必要 がない棟数 C	昭和56年 以前建築の 構造のうち 改修活用 改修中数 D	耐震済の 棟数 E	耐震化率 E/A
高齢者関係施設・計	76,541	68,684	1,246	800	70,730	92.4%
公立	8,703	6,784	450	233	7,467	85.8%
私立	67,838	61,900	796	567	63,263	93.3%
養護老人ホーム	1,331	862	154	42	1,058	79.5%
公立	533	318	85	16	419	78.6%
私立	798	544	69	26	639	80.1%
特別養護老人ホーム	8,027	7,116	277	98	7,491	93.3%
公立	488	376	43	7	426	87.3%
私立	7,539	6,740	234	91	7,065	93.7%
小規模特別養護老人ホーム (定員29人以下)	774	766	3	1	770	99.5%
公立	17	16	0	0	16	94.1%
私立	757	750	3	1	754	99.6%
軽費老人ホーム(A型)	286	104	67	12	183	64.0%
公立	28	8	9	3	20	71.4%
私立	258	96	58	9	163	63.2%
軽費老人ホーム(B型)	24	2	10	3	15	62.5%
公立	11	0	5	3	8	72.7%
私立	13	2	5	0	7	53.8%
軽費老人ホーム (ケアハウス)	1,792	1,783	0	3	1,786	99.7%
公立	42	42	0	0	42	100.0%
私立	1,750	1,741	0	3	1,744	99.7%
老人デイサービスセンター	22,069	19,518	165	210	19,893	90.1%
公立	1,654	1,581	6	19	1,606	97.1%
私立	20,415	17,937	159	191	18,287	89.6%
老人短期入所施設	5,587	5,218	100	39	5,357	95.9%
公立	262	231	11	4	246	93.9%
私立	5,325	4,987	89	35	5,111	96.0%
介護老人保健施設	3,911	3,819	15	11	3,845	98.3%
公立	175	163	5	0	168	96.0%
私立	3,736	3,656	10	11	3,677	98.4%
小規模介護老人保健施設 (定員29人以下)	104	84	2	4	90	86.5%
公立	12	8	0	1	9	75.0%
私立	92	76	2	3	81	88.0%
小規模多機能型居宅 介護拠点	3,064	2,809	19	46	2,874	93.8%
公立	28	22	0	5	27	96.4%
私立	3,036	2,787	19	41	2,847	93.8%
小規模ケアハウス (定員29人以下)	134	134	0	0	134	100.0%
公立	3	3	0	0	3	100.0%
私立	131	131	0	0	131	100.0%

施設種別	全棟数	昭和57年以降建築の棟数	昭和56年以前建築の棟のうち改修の必要がない棟数	昭和56年以前建築の棟のうち改修済、改修中数	耐震診断の実施数	耐震化率
	A	B	C	D	B+C+D=E	E/A
認知症高齢者グループホーム	11,137	10,631	26	56	10,713	96.2%
公立	93	84	0	2	86	92.5%
私立	11,044	10,547	26	54	10,627	96.2%
認知症対応型デイサービス	2,868	2,630	22	27	2,679	93.4%
公立	145	136	5	1	142	97.9%
私立	2,723	2,494	17	26	2,537	93.2%
介護予防拠点	1,051	799	49	23	871	82.9%
公立	844	614	47	23	684	81.0%
私立	207	185	2	0	187	90.3%
地域包括支援センター	3,430	2,841	80	75	2,996	87.3%
公立	1,879	1,464	53	62	1,579	84.0%
私立	1,551	1,377	27	13	1,417	91.4%
夜間対応型訪問介護事業所	94	78	1	1	80	85.1%
公立	0	0	0	0	-	-
私立	94	78	1	1	80	85.1%
生活支援ハウス	538	530	1	0	531	98.7%
公立	349	342	1	0	343	98.3%
私立	189	188	0	0	188	99.5%
老人福祉センター(A型)	1,335	703	135	77	915	68.5%
公立	1,208	650	124	68	842	69.7%
私立	127	53	11	9	73	57.5%
老人福祉センター(特A型)	231	153	22	6	181	78.4%
公立	226	151	22	6	179	79.2%
私立	5	2	0	0	2	40.0%
老人福祉センター(B型)	287	183	25	12	220	76.7%
公立	270	174	24	11	209	77.4%
私立	17	9	1	1	11	64.7%
在宅複合型施設	49	49	0	0	49	100.0%
公立	12	12	0	0	12	100.0%
私立	37	37	0	0	37	100.0%
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	2,269	2,135	26	12	2,173	95.8%
公立	424	389	10	2	401	94.6%
私立	1,845	1,746	16	10	1,772	96.0%
有料老人ホーム	6,121	5,715	46	41	5,802	94.8%
公立	0	0	0	0	-	-
私立	6,121	5,715	46	41	5,802	94.8%
定期巡回・随時対応型 訪問介護事業所	26	21	0	1	22	84.6%
公立	0	0	0	0	-	-
私立	26	21	0	1	22	84.6%
複合型サービス事業所	2	1	1	0	2	100.0%
公立	0	0	0	0	-	-
私立	2	1	1	0	2	100.0%

(注1)平成24年4月1日現在

(注2)「全棟数」は、廃止予定の棟数を差し引いたもの

(注3)「改修の必要がない棟数」は、耐震診断を実施した結果、耐震改修が不要と判断された棟数

(注4)「耐震化率」は、全棟数のうち、耐震性がある棟数(昭和57年以降建築の棟数及び

昭和56年以前建築の棟のうち改修の必要がない棟数と改修済、改修中数)の割合

社会福祉施設等の耐震化状況
(都道府県・市別(全体))

都道府県・市名	全棟数 A	昭和37年以降建築棟数 B	改修の必要がない棟数 C	改修済み数 D	耐震済の棟数 E=B+C+D	耐震化率 E/A
全国計	164,542	124,280	8,009	6,347	138,636	84.3%
1 北海道	5,656	4,159	134	104	4,397	77.7%
2 青森県	2,210	1,716	47	44	1,807	81.8%
3 岩手県	1,819	1,338	61	38	1,437	79.0%
4 宮城県	1,342	1,025	131	59	1,215	90.5%
5 秋田県	1,687	1,400	26	25	1,451	86.0%
6 山形県	2,433	1,901	94	49	2,044	84.0%
7 福島県	1,939	1,455	108	44	1,607	82.9%
8 茨城県	3,103	2,426	78	114	2,618	84.4%
9 栃木県	2,234	1,838	30	37	1,905	85.3%
10 群馬県	2,201	1,754	38	52	1,844	83.8%
11 埼玉県	5,089	3,996	167	186	4,349	85.5%
12 千葉県	3,586	2,739	271	121	3,131	87.3%
13 東京都	11,950	7,692	1,273	1,057	10,022	83.9%
14 神奈川県	2,435	1,878	152	166	2,196	90.2%
15 新潟県	3,136	2,366	140	107	2,613	83.3%
16 富山県	1,310	960	69	68	1,097	83.7%
17 石川県	1,623	1,184	52	90	1,326	81.7%
18 福井県	1,578	1,158	139	74	1,371	86.9%
19 山梨県	1,692	1,274	129	70	1,473	87.1%
20 長野県	3,134	2,404	101	133	2,638	84.2%
21 岐阜県	2,500	1,948	194	118	2,260	90.4%
22 静岡県	2,855	2,308	125	168	2,601	91.1%
23 愛知県	4,196	2,968	441	425	3,834	91.4%
24 三重県	2,945	2,273	273	123	2,669	90.6%
25 滋賀県	1,316	1,037	50	45	1,132	86.0%
26 京都府	1,706	1,256	77	83	1,416	83.0%
27 大阪府	4,039	2,769	241	269	3,279	81.2%
28 兵庫県	3,567	2,696	146	157	2,999	84.1%
29 奈良県	1,349	1,002	41	50	1,093	81.0%
30 和歌山县	1,351	959	84	61	1,104	81.7%
31 鳥取県	1,458	1,081	77	30	1,188	81.5%
32 島根県	1,644	1,303	29	29	1,361	82.8%
33 岡山県	1,688	1,322	33	29	1,384	82.0%
34 広島県	1,884	1,357	97	33	1,487	78.9%
35 山口県	1,771	1,284	69	39	1,392	78.6%
36 徳島県	1,674	1,320	75	51	1,446	86.4%
37 香川県	1,160	836	47	71	954	82.2%
38 愛媛県	1,891	1,457	52	45	1,554	82.2%
39 高知県	1,140	858	47	33	938	82.3%
40 福岡県	3,552	2,781	90	67	2,938	82.7%
41 佐賀県	1,715	1,338	42	36	1,416	82.6%
42 長崎県	2,137	1,719	88	20	1,827	85.5%
43 熊本県	2,203	1,776	43	14	1,833	83.2%
44 大分県	1,810	1,461	44	42	1,547	85.5%
45 宮崎県	1,565	1,264	72	20	1,356	86.6%
46 鹿児島県	2,740	2,148	66	42	2,256	82.3%
47 沖縄県	1,991	1,559	11	20	1,590	79.9%
都道府県計	118,004	88,743	5,894	4,758	99,395	84.2%

都道府県・市名	全棟数	昭和57年以前建築棟数 B	改修の必要がない棟数 C	改修済み 改修中数 D	耐震済の 棟数 E	耐震化率 E/A
48 札幌市	1,927	1,561	22	51	1,634	84.8%
49 仙台市	925	764	52	43	859	92.9%
50 さいたま市	1,107	880	35	50	965	87.2%
51 千葉市	847	675	81	23	779	92.0%
52 横浜市	2,365	2,039	92	84	2,215	93.7%
53 川崎市	1,368	1,077	114	39	1,230	89.9%
54 相模原市	740	628	53	22	703	95.0%
55 新潟市	1,040	833	60	22	915	88.0%
56 静岡市	868	666	49	85	800	92.2%
57 浜松市	868	723	49	51	823	94.8%
58 名古屋市	2,257	1,680	129	144	1,953	86.5%
59 京都市	1,500	1,006	87	37	1,130	75.3%
60 大阪市	2,058	1,334	160	143	1,637	79.5%
61 堺市	1,094	805	73	41	919	84.0%
62 神戸市	1,439	1,014	97	64	1,175	81.7%
63 岡山市	1,116	835	24	13	872	78.1%
64 広島市	993	727	10	6	743	74.8%
65 北九州市	1,374	1,017	38	24	1,079	78.5%
66 福岡市	1,133	810	77	39	926	81.7%
67 熊本市	758	604	15	10	629	83.0%
政令市計	25,777	19,678	1,317	991	21,986	85.3%
68 旭川市	576	456	3	4	463	80.4%
69 函館市	412	329	6	4	339	82.3%
70 青森市	537	429	5	11	445	82.9%
71 盛岡市	453	357	16	2	375	82.8%
72 秋田市	523	449	5	3	457	87.4%
73 郡山市	475	362	11	17	390	82.1%
74 いわき市	354	263	8	2	273	77.1%
75 宇都宮市	569	507	-	5	512	90.0%
76 高崎市	593	492	29	4	525	88.5%
77 前橋市	414	364	10	8	382	92.3%
78 川越市	262	192	7	21	220	84.0%
79 船橋市	489	346	35	8	389	79.6%
80 柏市	336	277	30	5	312	92.9%
81 横須賀市	475	353	16	21	390	82.1%
82 富山市	758	598	52	8	658	86.8%
83 金沢市	656	404	52	85	541	82.5%
84 長野市	681	535	12	21	568	83.4%
85 岐阜市	514	398	32	12	442	86.0%
86 豊田市	334	266	32	33	331	99.1%
87 豊橋市	329	227	42	40	309	93.9%
88 岡崎市	356	249	48	25	322	90.4%
89 大津市	389	295	8	16	319	82.0%
90 高槻市	356	277	13	5	295	82.9%
91 豊中市	406	236	18	27	281	69.2%
92 東大阪市	489	366	22	13	401	82.0%
93 姫路市	616	471	24	9	504	81.8%
94 西宮市	358	280	10	5	295	82.4%
95 尼崎市	406	210	17	4	231	56.9%
96 奈良市	350	269	12	6	287	82.0%
97 和歌山市	695	532	19	44	595	85.6%
98 倉敷市	706	505	27	9	541	76.6%
99 福山市	639	420	7	7	434	67.9%
100 下関市	472	317	24	13	354	75.0%
101 高松市	639	537	27	16	580	90.8%
102 松山市	780	645	28	16	689	88.3%

都道府県・市名	全棟数 A	昭和57年 以降 建築棟数 B	改修の必要 かない棟数 C	改修済 改修中数 D	耐震済の 棟数 E	耐震化率 E/A
					B+C+D=E	
103 高知市	540	365	9	13	387	71.7%
104 久留米市	430	343	5	14	362	84.2%
105 長崎市	585	438	14	26	478	81.7%
106 大分市	578	495	12	6	513	88.8%
107 宮崎市	597	483	23	6	512	85.8%
108 鹿児島市	634	522	28	4	554	87.4%
中核市計	20,761	15,859	798	598	17,255	83.1%

(注1)平成24年4月1日現在

(注2)全棟数は廃止予定の棟数を差し引いたもの

8 社会福祉施設等吹付けアスベスト等使用実態調査のフォローアップ調査結果について

雇児発0122第1号
社援発0122第1号
障 発0122第2号
老 発0122第1号
平成26年1月22日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長

(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の
第4回フォローアップ調査結果の公表等について（通知）

社会福祉施設等におけるアスベストの対応については、平成20年5月9日付「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」、平成20年9月11日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」、平成21年10月9日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等につい

て」、平成22年11月9日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」及び平成24年8月24日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第3回フォローアップ調査結果の公表等について」により通知し、従来より適切な対応をお願いしているところです。

今般、平成24年8月24日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査について（事務連絡）」に基づき、第4回フォローアップ調査を行い、別添のとおり調査結果（平成24年9月末時点）をとりまとめ、公表しましたのでお知らせします（自治体別、施設別等詳細は、厚生労働省ホームページに掲載）。

当該フォローアップ調査結果を踏まえ、ばく露の恐れのある社会福祉施設等については、速やかにアスベストの除去等法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いするとともに、分析予定の施設や未回答の施設に対しては、指導の徹底を行いアスベスト対策に万全を期すようお願いします。

なお、今回のフォローアップ調査結果において、措置予定の施設、分析予定の施設及び未回答の施設については、別途更なる追加調査を行いますので、ご了知願います。

報道関係者 各位

平成26年1月22日
(問い合わせ先)
社会・援護局福祉基盤課
課長補佐 岡河 (内線 2861)
係長 栗原 (内線 2864)
(代表 03-5253-1111 直通 03-3595-2616)
(社会福祉施設関係問い合わせ先)
○児童関係施設等
雇用均等・児童家庭局総務課
課長補佐 上井 (内線 7819)
(直通 03-3595-2491)
○障害児者関係施設
障害保健福祉部障害福祉課
課長補佐 池田 (内線 3031)
(直通 03-3595-2528)
○高齢者関係施設
老健局高齢者支援課
課長補佐 高橋 (内線 3970)
(直通 03-3595-2888)
○その他施設
社会・援護局福祉基盤課
課長補佐 岡河 (内線 2861)
(直通 03-3595-2616)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係る フォローアップ調査の結果

厚生労働省では、各都道府県、指定都市及び中核市を通じて社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査を実施しました。このほど、平成24年8月公表以後の進捗状況を取りまとめましたので公表します。

【調査結果のポイント】

石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある施設は1施設（平成25年度中に措置予定）

社会福祉施設等のアスベストの除去等については、従前から都道府県等を通じて指導を行ってきたところです。

こうした中、アスベストのうち一般的に使用されていないとされていたトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたことが判明したこと等を受け、社会福祉施設等におけるアスベストの使用実態調査を実施し、平成20年9月にその調査結果を公表しました。

その後、第1回フォローアップ調査結果を平成21年10月に、第2回フォローアップ調査結果を平成22年11月に、第3回フォローアップ調査結果を平成24年8月に公表したところですが、今般、平成24年8月公表以降の進捗状況について結果を取りまとめましたので、公表します。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、都道府県等に対し、ばく露の恐れのある社会福祉施設等については、速やかにアスベストの除去等法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いするとともに、分析予定の施設や未回答の施設に対しては、指導の徹底を行いアスベスト対策に万全を期すよう要請しました。

また、今後も、アスベストの使用状況のフォローアップ調査を行うことにしています。

平成26年1月22日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係る
フォローアップ調査について

I. 趣旨

標記について、平成24年8月24日公表以後の進捗状況について取りまとめたもの。

II. 調査結果

1. 調査対象社会福祉施設数

《前回》 102,256施設 → 《今回》 102,230施設

2. アスベスト使用の有無が判明した施設数

《前回》 99,145施設 → 《今回》 99,775施設

アスベスト使用の有無が判明した施設数 のうち、	〈前回〉	〈今回〉
① 吹付けアスベスト等が使用されていない 社会福祉施設等	93,673施設 (94.5%)	94,294施設 (94.5%)
② 吹付けアスベスト等が使用されている 社会福祉施設等	5,472施設 (5.5%)	5,481施設 (5.5%)
③ ②のうち、除去等の措置済み状態にある 社会福祉施設等	2,449施設 (2.5%)	2,458施設 (2.5%)
④ ②のうち、石綿等の粉じんの飛散による、 ばく露のおそれがない社会福祉施設等	3,018施設 (3.0%)	3,022施設 (3.0%)
⑤ ②のうち、未措置状態にある社会福祉施設等	5施設 (0.0%)	1施設 (0.0%)
⑥ ⑤のうち、日常利用する場所を有する 社会福祉施設等（居室等）	0施設 (0.0%)	0施設 (0.0%)
⑦ ⑤のうち、日常利用する場所を有しない 社会福祉施設等（ボイラー室等）	5施設 (0.0%)	1施設 (0.0%)

*「未措置状態にある社会福祉施設等」の1施設は平成25年度中に措置予定。

3. 分析予定の施設数

《前回》 2,395施設 → 《今回》 1,701施設

4. 未回答施設数

《前回》 322施設 → 《今回》 93施設

5. 廃止施設数

《今回》 661施設

* 厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、都道府県等に対し、ばく露のおそれのある社会福祉施設等については、速やかにアスベストの除去等法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いするとともに、分析予定の施設や未回答の施設に対しては、指導の徹底を行いアスベスト対策に万全を期すよう要請しました。

また、今後も、アスベストの使用状況のフォローアップ調査を行うことにしています。

**社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係る
フォローアップ調査**

	調査対象 施設数 A(B+C+D+E)	アスベスト使用 の有無が判明し た施設数 B	石綿等の粉じん の飛散により、 ばく露のおそれ のある施設数 C	分析予定 の施設数 D	未回答施設数 E	廃止施設数
平成21年10月公表 (平成21年3月末時点)	102,387	96,641	26	4,698	1,048	
平成22年11月公表 (平成22年2月末時点)	102,448	98,411	16	3,236	607	194
平成24年8月公表 (平成23年9月末時点)	102,256	99,145	5	2,395	322	394
今回 (平成24年9月末時点)	102,230	99,775	1	1,701	93	661

【注記事項】

- ※1. 各都道府県、政令指定都市、中核市(以下、「都道府県市」という。)より報告のあった施設について集計したもの。
- ※2. 調査対象建材は、平成8年度以前に竣工(改修工事を含む)した建築物に使用されている、吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石等。
- ※3. 「調査対象施設数」とは、各都道府県市が把握している、平成8年度以前に竣工した調査対象施設数をいう。

社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査

区分	調査対象 施設数	前回						今回									
		アスベスト 使用の有無 が判明した 施設数			アスベスト 使用の有無 が判明しない 施設数			アスベスト 使用の有無 が判明した 施設数			アスベスト 使用の有無 が判明しない 施設数						
		B	①	②	④	⑤	⑥	E	A(B+C+D+E)	B	①	②	④	⑤	⑥		
左記②のうち、被曝部材等ではない 施設等のうち、石綿等の繊維による 構造状態に劣化の おそれのない施 設数																	
児童関係施設等	43,758 <100.0%> <96.7%>	42,334 (100.0%) <90.7%>	39,831 (94.1%) <91.0%>	2,503 (5.9%) <5.7%>	1,320 (3.1%) <3.0%>	1,180 (2.6%) <2.7%>	3 (0.0%) <0.0%>	1,190 (0.3%) <0.2%>	91 (0.9%) <0.9%>	143 (94.1%) <91.5%>	43,744 (5.9%) <5.7%>	42,508 (100.0%) <97.2%>	40,016 (94.1%) <91.5%>	1,324 (2.7%) <3.0%>	1,168 (0.0%) <0.0%>	0 (0.0%) <0.1%> <0.6%>	
障害児者関係施設	17,827 <100.0%> <90.7%>	17,113 (100.0%) <90.7%>	16,167 (94.5%) <90.7%>	946 (5.5%) <5.3%>	336 (2.0%) <1.9%>	608 (3.6%) <3.4%>	2 (0.0%) <0.0%>	547 (0.4%) <0.3%>	80 (0.5%) <0.4%>	87 (0.9%) <0.8%>	17,754 (91.9%) <91.5%>	17,260 (100.0%) <97.2%>	16,310 (94.5%) <91.5%>	950 (2.0%) <2.7%>	339 (0.0%) <0.0%>	1 (0.0%) <0.1%> <0.7%>	
高齢者関係施設	37,689 <100.0%> <97.8%>	36,779 (100.0%) <97.8%>	34,944 (95.0%) <92.7%>	701 (1.9%) <1.9%>	1,134 (3.1%) <3.0%>	0 (0.0%) <0.0%>	0 (0.0%) <0.0%>	609 (1.6%) <1.6%>	151 (0.4%) <0.4%>	150 (0.4%) <0.4%>	37,659 (100.0%) <98.3%>	37,000 (95.0%) <93.3%>	35,149 (95.0%) <93.3%>	1,851 (1.9%) <1.9%>	702 (1.9%) <1.9%>	1,149 (3.5%) <3.4%>	0 (0.0%) <0.0%> <0.7%>
その他施設	2,982 <100.0%> <97.9%>	2,919 (100.0%) <97.9%>	2,731 (93.6%) <91.6%>	188 (6.4%) <6.3%>	92 (3.2%) <3.1%>	96 (3.0%) <3.0%>	0 (0.0%) <0.0%>	49 (1.6%) <1.6%>	0 (0.0%) <0.0%>	14 (0.4%) <0.4%>	3,073 (100.0%) <100.0%>	3,007 (100.0%) <97.9%>	2,819 (100.0%) <97.9%>	188 (1.9%) <1.9%>	93 (3.1%) <3.1%>	95 (0.0%) <0.0%>	0 (0.0%) <0.1%> <0.6%>
合計	102,256 <100.0%> <97.0%>	99,145 (100.0%) <97.0%>	93,673 (94.5%) <91.0%>	5,472 (5.5%) <5.4%>	2,449 (3.0%) <3.0%>	3,018 (2.5%) <2.4%>	5 (0.0%) <0.0%>	2,395 (0.3%) <0.3%>	322 (0.3%) <0.3%>	394 (0.4%) <0.4%>	102,230 (100.0%) <97.9%>	99,775 (100.0%) <97.9%>	94,294 (94.5%) <92.2%>	2,456 (2.5%) <2.4%>	3,022 (3.0%) <3.0%>	1 (0.0%) <0.0%>	1,701 (0.0%) <0.1%> <0.6%>

【注記事項】

- ※1. 各都道府県、政令指定都市、中核市（以下、「都道府県市」という。）より報告のあつた施設について集計したもの。
- ※2. 調査対象建材は、平成8年度以前に竣工（改修工事を含む）した建築物に使用されている、吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひるる石等。
- ※3. 「調査対象施設数」とは、各都道府県市が把握している、平成8年度以前に竣工した調査対象施設数をいう。
- ※4. (%)はアスベスト使用の有無が判明した施設数に対する率を計算上。

調査対象施設

1. 児童関係施設等

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 児童相談所一時保護施設
- (6) 助産施設
- (7) 保育所
- (8) 情緒障害児短期治療施設
- (9) 児童自立支援施設
- (10) 児童家庭支援センター
- (11) べき地保育所
- (12) 子育て支援のための拠点施設
- (13) 婦人相談所
- (14) 婦人保健施設
- (15) 婦人相談所一時保護所
- (16) 児童厚生病院(兒童送医を含む。)
- (17) 放課後児童健全育成事業実施施設(平成19年3月30日文科生第5587号・履兒発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設)
- (18) 母子健診センター
- (19) 懿性疾患児家族官能施設
- (20) 母子休養ホーム
- (21) 母子福祉センター
- (22) 自立援助ホーム
- (23) 地域子育て支援拠点事業実施施設
- (24) 教員養成施設(体育館、養成所、宿舎等)
- (25) 認可外保育施設
- (26) 病院・病後児保育事業実施施設

2. 障害児者関係施設

- (1) 肢体不自由者更生施設
- (2) 視覚障害者更生施設
- (3) 聋覚・言語障害者更生施設
- (4) 内部障害者更生施設
- (5) 身体障害者療養施設
- (6) 身体障害者福祉ホーム
- (7) 身体障害者人所授産施設
- (8) 身体障害者通所授産施設
- (9) 身体障害者小規模通所授産施設
- (10) 身体障害者福祉工場
- (11) 盲人ホーム
- (12) 知的障害者入所更生施設
- (13) 知的障害者入所授産施設
- (14) 痢症心身障害者通所授産施設
- (15) 自閉症児施設
- (16) 盲児施設
- (17) ろうあ児施設
- (18) 肢体不自由児施設
- (19) 肢体不自由児療養施設
- (20) 痢症心身障害児施設
- (21) 身体障害者デイサービスセンター
- (22) 身体障害者デイサービスセンター(A型、B型)
- (23) 身体障害者福祉センター(A型、B型)
- (24) 障害者更生センター
- (25) 盲導犬訓練施設
- (26) 身体障害者デイサービス事業所
- (27) 身体障害者短期入所事業所(単独設置の場合)
- (28) 市町村障害者生活支援センター
- (29) 知的障害者デイサービスセンター
- (30) 知的障害者デイサービス事業所
- (31) 知的障害者短期入所事業所(グループホーム)
- (32) 知的障害者地域生活援助事業所(グループホーム)
- (33) 児童デイサービス事業所(単独設置の場合)
- (34) 児童短期入所事業所(単独設置の場合)
- (35) 知的障害者通所更生施設
- (36) 知的障害者通所授産施設
- (37) 知的障害者小規模通所授産施設
- (38) 知的障害者通勤寮
- (39) 知的障害者福祉ホーム
- (40) 知的障害者福祉工場
- (41) 知的障害者通園施設
- (42) 難聴幼児通園施設
- (43) 肢体不自由児通園施設
- (44) 痢症心身障害児(者)通園事業実施施設(A型、B型)
- (45) 点字図書館
- (46) 点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設、補装具製作施設
- (47) 精神障害者生活訓練施設
- (48) 精神障害者入所授産施設
- (49) 精神障害者通所授産施設
- (50) 精神障害者小規模通所授産施設
- (51) 精神障害者福祉ホーム
- (52) 精神障害者福祉工場
- (53) 精神障害者福祉工場

(54) 精神障害者地域生活支援センター

(55) 精神障害者短期入所生活介護等施設

(56) 精神障害者地域生活援助事業所(グループホーム)

(57) 精神障害者支援センター運営事業施設

(58) 職員養成施設(体育館、美成所、宿舎等)

(59) 心身障害児総合園芸センター

(60) 障害者就業・生活支援センター

(61) 小規模作業所

(62) 障害者支援施設

(63) 障害福祉サービス事業所

(64) 共同生活介護

(65) 共同生活援助

(66) 共同生活介護・援助(一体型)

(67) 短期入所事業所(単独設置の場合に限る)

(68) 地域活動支援センター

3 高齢者保健施設

(1) 義理老人ホーム

(2) 特別義理老人ホーム

(3) 程養老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)

(4) 老人デイサービスセンター

(5) 老人短期入所施設

(6) 老人福祉センター(A型、特A型、日型)

(7) 老人福祉施設付託作業所

(8) 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)

(9) 認知症高齢者グループホーム

(10) 在宅複合型施設

(11) 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

(12) 介護老人保健施設

(13) 訪問看護ステーション

(14) 有料老人ホーム

(15) 特定民間施設(「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」第2条第3項に規定する施設)」

(16) 老人休養ホーム

(17) 老人憩いの家

(18) 高齢者総合相談センター

(19) 介護業習・普及センター

(20) 小規模多機能型居宅介護拠点

(21) 小規模老人保健施設(定員29人以下)

(22) 小規模特別義理老人ホーム(定員29人以下)

(23) 小規模ケアハウス

(24) 改間始応型訪問介護ステーション

(25) 介護予防熱点

(26) 地域包括支援センター

4 その他施設

(1) 保護施設・教訓施設・更生施設・授産施設・宿所提供施設

(2) 社会事業受産施設

(3) 無料低額宿泊事業を行う施設

(4) 薬保館

(5) 生活館

(6) ホームレス自立支援センター

(7) へき地保健福祉館

(8) 地域福祉センター

(9) ホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)

(10) 地方改善施設(※)

※ 地域改善対策、アイヌ生活向上開拓施設等として整備した共同作業場・大型共同作業場・納骨堂・共同浴場・火葬場・共同廻所・共同炊事場・湯場・ごみ焼却炉

社会福祉施設等のアスペスト使用実態調査(高齢者関係施設)

施設種別	対象 施設数	アスペスト が有無 が判明した 施設数	アスペストが (措置状況)								分析 予定	廃止 施設数
			使用されて いない	使用されて いる	措置済み	ばく露の 恐れなし	日常利用する場所	その他の場所	措置予定	未定	措置予定	未定
(1)養護老人ホーム	763	759	674	85	40	44	0	0	0	0	0	3
(2)特別養護老人 ホーム	3,578	3,557	3,224	333	137	196	0	0	0	0	0	17
(3)軽費老人ホーム	894	888	827	61	18	43	0	0	0	0	0	3
(4)老人デイサービス センター	11,647	11,374	11,008	366	105	261	0	0	0	0	0	127
(5)老人短期入所施設	1,752	1,749	1,631	118	50	68	0	0	0	0	0	3
(6)老人福祉センター	1,964	1,943	1,720	223	117	106	0	0	0	0	0	15
(7)老人福祉施設付設 作業所	59	58	55	3	0	3	0	0	0	0	0	1
(8)老人介護支援 センター	2,021	1,995	1,901	94	33	61	0	0	0	0	0	14
(9)認知症高齢者 グループホーム	2,322	2,305	2,260	45	9	36	0	0	0	0	0	11
(10)在宅複合型施設	22	22	18	4	1	3	0	0	0	0	0	0
(11)生活支援ハウス	236	236	228	8	3	5	0	0	0	0	0	0
(12)介護老人保健 施設	1,943	1,935	1,842	93	26	68	0	0	0	0	0	6
(13)訪問看護ステー ション	3,275	3,173	3,041	132	40	92	0	0	0	0	0	41
(14)有料老人ホーム	1,280	1,249	1,192	57	23	34	0	0	0	0	0	19
(15)特定民間施設	5	5	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0
(16)老人休養ホーム	32	28	20	8	6	2	0	0	0	0	0	1
(17)老人憩いの家	3,329	3,220	3,123	97	36	61	0	0	0	0	0	99
(18)高齢者総合相談 センター	14	14	13	1	0	1	0	0	0	0	0	0
(19)介護実習・普及 センター	24	24	23	1	1	0	0	0	0	0	0	0
(20)小規模多機能型 居宅介護拠点	359	356	352	4	4	0	0	0	0	0	0	2
(21)小規模老人保健 施設	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22)小規模特別養護 老人ホーム	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23)小規模ケアハウス	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(24)夜間対応型訪問 介護ステーション	50	45	43	2	1	1	0	0	0	0	0	3
(25)介護予防拠点	595	592	564	28	12	16	0	0	0	0	0	2
(26)地域包括支援 センター	1,485	1,463	1,376	87	39	48	0	0	0	0	0	17
合計	37,659	37,000	35,149	1,851	702	1,149	0	0	0	0	380	239

未回答施設一覧(高齢者関係施設)

都道府県等名	施設種別	公立	私立	施設名	備考欄
東京都	特別養護老人ホーム		○	健光園	
"	老人デイサービスセンター		○	デイサービスセンター友の里山王	
"	老人デイサービスセンター		○	けあらーす西が丘 指定通所介護事業所	
"	老人デイサービスセンター		○	茶話本舗デイサービス中台一丁目店	
"	老人デイサービスセンター		○	DayRoomエフ・ティー介護	
"	老人デイサービスセンター		○	葛飾ケアステーション ひまわり	
"	老人デイサービスセンター		○	あさひデイサービスセンター	
"	老人デイサービスセンター		○	あっとほーむユーブラザ	
"	老人デイサービスセンター		○	デイサービス やまびこ	
"	老人デイサービスセンター		○	茶話本舗デイサービス三鷹連雀の風	
"	老人デイサービスセンター		○	ヘルバーステーション相原デイサービスセンター	
"	老人デイサービスセンター		○	デイサービスひょうたん島	
"	老人デイサービスセンター		○	デイサービスセンター ほのか武蔵村山	
"	認知症高齢者グループホーム		○	グループホーム 育	
"	認知症高齢者グループホーム		○	グループホーム南長崎 野の里	
"	認知症高齢者グループホーム		○	グループホーム 悠悠俱楽部 葛飾高砂	
"	認知症高齢者グループホーム		○	ファーストリビング町田三輪	
"	介護老人保健施設		○	せいこうえんビーバス成光苑	
"	訪問看護ステーション		○	訪問看護ステーション 松久理	
"	訪問看護ステーション		○	上高田訪問看護ステーション	
"	訪問看護ステーション		○	訪問看護ステーション保木間	
"	訪問看護ステーション		○	大森西訪問看護ステーション	
"	訪問看護ステーション		○	薬師堂訪問看護ステーション	
"	訪問看護ステーション		○	東久留米訪問看護ステーション そら	
"	訪問看護ステーション		○	青出木訪問看護ステーション	
"	有料老人ホーム		○	グラニーア佐ヶ谷・杉並	
"	有料老人ホーム		○	くらら中村橋	
"	有料老人ホーム		○	レストヴィラ堀之内	
"	有料老人ホーム		○	まどか西武柳沢	
"	有料老人ホーム		○	サニーパレス四谷香書館	
静岡県	老人デイサービスセンター		○	デイサービス初倉湯日の里	
"	老人デイサービスセンター		○	ナイスディ	
"	老人デイサービスセンター		○	デイサービスセンターさくらの園	
"	老人デイサービスセンター		○	宅老所 福の家	
沖縄県	老人デイサービスセンター		○	デイサービスおおぎみ	
"	老人デイサービスセンター		○	小規模デイサービスひがし	
"	老人デイサービスセンター		○	通所介護事業所 ゆいホーム空 小禄	
"	老人デイサービスセンター		○	那覇介護福祉センター	
"	老人デイサービスセンター		○	デイサービスセンター寿(共用型通所介護)	
北九州市	訪問看護ステーション		○	訪問看護ステーションじょん	現在休止中
計 40施設					

アスベスト使用実態調査(都道府県・政令指定都市・中核市別)

都道府県等名	対象施設数	アスベスト使用の申請が承認した施設数	(措置状況)							分析予定	廃止施設数	
			使用されていない	使用されている	措置済み	ばく露の 恐れなし	日常利用する場所	他の場所 措置予定	未定	措置予定	未定	
全国計	102,230	99,775	94,294	5,481	2,458	3,022	0	0	1	0	1,701	651
北海道	3,540	3,523	3,435	88	39	49	0	0	0	0	12	5
青森県	1,057	1,049	1,003	46	21	25	0	0	0	0	7	1
岩手県	1,007	997	941	56	14	42	0	0	0	0	8	2
宮城県	941	941	896	45	23	22	0	0	0	0	0	0
秋田県	1,360	1,359	1,317	42	16	26	0	0	0	0	1	0
山形県	1,081	1,078	1,021	57	32	25	0	0	0	0	2	1
福島県	1,158	1,130	1,077	53	21	32	0	0	0	0	22	6
茨城県	1,665	1,637	1,496	141	55	86	0	0	0	0	23	5
栃木県	1,174	1,166	1,113	53	42	11	0	0	0	0	0	8
群馬県	956	953	903	56	12	38	0	0	0	0	0	3
埼玉県	2,882	2,840	2,650	190	66	124	0	0	0	0	26	16
千葉県	3,237	3,151	2,925	226	92	134	0	0	0	0	54	32
東京都	8,400	7,863	7,369	594	326	268	0	0	0	0	294	105
神奈川県	1,773	1,707	1,602	105	51	54	0	0	0	0	46	20
新潟県	1,826	1,824	1,706	118	68	50	0	0	0	0	1	1
富山県	528	513	467	46	37	9	0	0	0	0	10	5
石川県	632	620	529	101	76	25	0	0	0	0	2	0
福井県	753	729	667	62	37	25	0	0	0	0	0	24
山梨県	1,021	1,016	973	43	16	27	0	0	0	0	2	3
長野県	1,829	1,829	1,764	65	20	45	0	0	0	0	0	0
岐阜県	1,028	1,028	916	112	65	47	0	0	0	0	0	0
静岡県	1,652	1,568	1,433	135	42	93	0	0	0	0	24	51
愛知県	4,431	4,393	4,190	203	84	119	0	0	0	0	27	11
三重県	1,397	1,385	1,285	90	38	52	0	0	0	0	8	4
滋賀県	1,143	1,036	950	86	18	68	0	0	0	0	101	6
京都府	1,244	1,238	1,158	80	13	67	0	0	0	0	3	3
大阪府	4,193	4,080	3,869	211	85	126	0	0	0	0	90	23
兵庫県	2,100	2,061	1,896	165	36	128	0	0	1	0	24	15
奈良県	1,033	1,020	965	55	20	35	0	0	0	0	12	1
和歌山県	1,003	990	907	83	33	50	0	0	0	0	10	3
鳥取県	780	779	749	39	18	12	0	0	0	0	1	0
島根県	887	879	819	60	26	34	0	0	0	0	4	4
岡山県	1,016	1,004	948	56	19	37	0	0	0	0	9	3
広島県	1,755	1,745	1,641	104	43	61	0	0	0	0	8	2
山口県	1,373	1,372	1,271	101	27	74	0	0	0	0	0	1
徳島県	1,164	1,157	1,141	16	13	3	0	0	0	0	2	5
香川県	684	678	649	29	15	14	0	0	0	0	3	3
愛媛県	996	972	929	43	4	39	0	0	0	0	3	21
高知県	1,143	1,140	1,107	33	22	11	0	0	0	0	0	3
福岡県	2,433	2,406	2,264	142	82	60	0	0	0	0	6	21
佐賀県	952	949	908	41	17	24	0	0	0	0	1	2
長崎県	1,252	1,243	1,185	58	14	44	0	0	0	0	9	0
熊本県	2,113	2,101	2,040	61	28	33	0	0	0	0	9	3
大分県	1,816	1,812	1,763	49	26	23	0	0	0	0	0	4
宮崎県	1,090	1,083	1,043	40	15	25	0	0	0	0	2	5
鹿児島県	1,538	1,511	1,460	51	19	32	0	0	0	0	14	13
沖縄県	1,578	1,466	1,404	62	27	35	0	0	0	0	62	15
都道府県計	76,614	77,131	72,754	4,377	1,913	2,463	0	0	1	0	542	455
札幌市	1,171	1,114	1,065	49	25	24	0	0	0	0	27	30
仙台市	530	521	501	20	6	14	0	0	0	0	4	5
さいたま市	453	442	425	17	7	10	0	0	0	0	7	4
千葉市	373	373	345	28	6	22	0	0	0	0	0	0
横浜市	1,458	1,285	1,162	73	20	53	0	0	0	0	194	19
川崎市	713	710	700	10	1	9	0	0	0	0	2	1
相模原市	388	388	367	21	15	6	0	0	0	0	0	0
新潟市	633	631	608	23	11	12	0	0	0	0	1	1
静岡市	271	270	256	14	10	4	0	0	0	0	0	1
浜松市	373	371	351	20	12	8	0	0	0	0	1	1
名古屋市	865	848	804	44	29	15	0	0	0	0	12	5
京都市	820	729	680	49	41	8	0	0	0	0	69	22
大阪市	1,561	1,358	1,313	45	32	13	0	0	0	0	177	26
堺市	292	283	264	19	10	9	0	0	0	0	3	6
神戸市	821	856	633	23	14	9	0	0	0	0	164	1

岡山市	357	341	322	19	3	18	0	0	0	0	13	3
広島市	616	616	588	28	15	13	0	0	0	0	0	0
北九州市	964	957	929	28	12	16	0	0	0	0	2	4
福岡市	561	559	529	30	20	10	0	0	0	0	1	1
熊本市	451	451	431	20	9	11	0	0	0	0	0	0
政令指定都市計	13,571	12,853	12,273	560	293	282	0	0	0	0	677	130
堺川市	221	221	218	6	5	1	0	0	0	0	0	0
函館市	267	260	251	9	7	2	0	0	0	0	4	3
青森市	163	163	143	20	6	14	0	0	0	0	0	0
盛岡市	163	163	159	5	4	1	0	0	0	0	0	0
秋田市	171	171	161	10	4	6	0	0	0	0	0	0
藤山市	277	276	263	13	0	13	0	0	0	0	0	1
いわき市	240	236	231	5	2	3	0	0	0	0	0	4
宇都宮市	298	292	278	14	1	13	0	0	0	0	4	2
高崎市	166	163	151	12	3	9	0	0	0	0	0	3
前橋市	280	275	260	15	7	8	0	0	0	0	4	1
川越市	152	150	143	7	2	5	0	0	0	0	0	2
船橋市	251	250	245	5	1	4	0	0	0	0	1	0
柏市	191	169	166	3	1	2	0	0	0	0	20	2
横須賀市	159	155	152	3	3	0	0	0	0	0	0	4
富山市	362	358	337	21	15	6	0	0	0	0	1	3
金沢市	453	453	393	60	33	27	0	0	0	0	0	0
長野市	211	207	192	15	6	9	0	0	0	0	3	1
岐阜市	221	219	211	8	8	0	0	0	0	0	0	2
豊橋市	163	163	155	8	5	2	0	0	0	0	0	0
豊田市	212	212	198	14	8	6	0	0	0	0	0	0
岡崎市	146	145	144	1	1	0	0	0	0	0	1	0
大津市	193	182	171	11	5	6	0	0	0	0	10	1
高槻市	89	89	84	5	1	4	0	0	0	0	0	0
豊中市	244	241	236	5	1	4	0	0	0	0	1	2
東大阪市	228	227	216	11	7	4	0	0	0	0	1	0
堺路市	271	268	247	21	14	7	0	0	0	0	0	3
西宮市	283	278	255	23	12	11	0	0	0	0	4	1
尼崎市	234	211	186	25	11	24	0	0	0	0	18	5
秦良市	137	137	132	5	1	4	0	0	0	0	0	0
和歌山市	303	299	287	12	5	7	0	0	0	0	0	4
倉敷市	393	392	377	15	15	0	0	0	0	0	0	1
福山市	251	250	242	8	4	4	0	0	0	0	1	0
下関市	282	278	250	28	13	15	0	0	0	0	2	2
高松市	264	264	248	18	10	8	0	0	0	0	0	0
松山市	211	206	191	15	5	10	0	0	0	0	2	3
高知市	297	275	273	2	2	0	0	0	0	0	3	19
久留米市	296	295	283	12	7	5	0	0	0	0	1	0
長崎市	388	387	363	24	3	21	0	0	0	0	0	1
大分市	303	302	294	8	3	5	0	0	0	0	0	1
宮崎市	207	205	192	13	9	4	0	0	0	0	1	1
鹿児島市	304	304	295	9	6	3	0	0	0	0	0	0
中核市計	9,945	8,791	9,267	524	247	277	0	0	0	0	82	72

9 社会福祉法人財務諸表の公開状況について

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

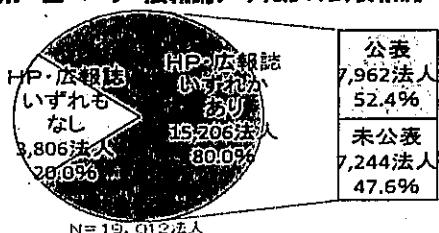
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成26年9月30日(月)
厚生労働省認出

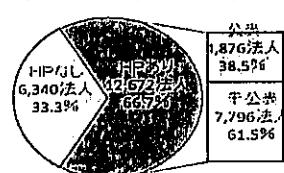
- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。
- また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%）
※福島県の一部市を除く

1. 社会福祉法人での公表状況

<ホームページ・広報誌いずれかの公表状況>

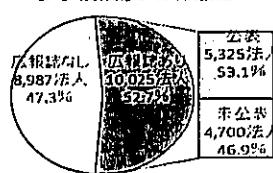


<参考>ホームページでの公表状況



N=19,012法人
HPなしのうち1,651法人が平成中に同時予定

<参考>広報誌での公表状況

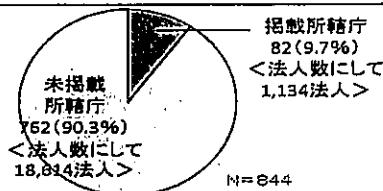


N=19,012法人
広報誌なしのうち1,651法人が平成中に同時予定

<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

<HP掲載している所轄庁>



掲載所轄庁

82 (9.7%)
<法人数にして
1,134法人>

- 厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

- 未掲載所轄庁の主な掲載理由
 - ・HPのシステム構築に時間を要するため
 - ・法人の了承が得られないため 等

【参考】ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人（96.0%）。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人（66.7%）。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人（38.5%）。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在（公表していない法人の約半数）。

<HPがある法人数及び割合>

	老人 福祉	障害者 福祉	児童 福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

<HPで公表している法人数及び割合>

	老人 福祉	障害者 福祉	児童 福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.1%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

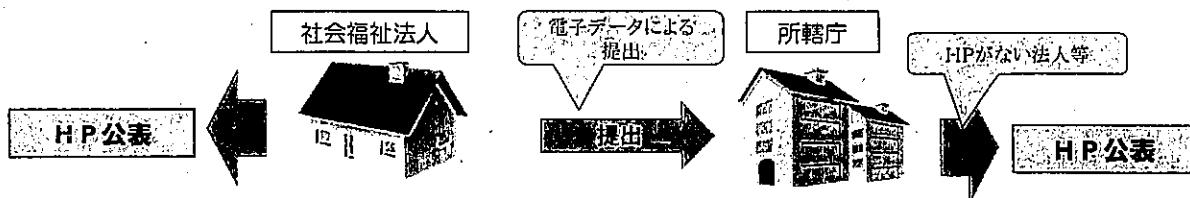
社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針

趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応する予定。

対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化(制度改正)。
- ② 社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書(付属資料である財務諸表を含む。)の提出を電子データで行わせることを義務化(様式例及び審査基準の改正)。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上の財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、所轄庁のHPで公表する。



10 低所得高齢者等住まい・生活支援事業について

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成26年度予算(案)
1.2億円

1. 事業概要

- 自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域支援の拠点となることを通じ、
 - ①既存の空家等を活用した低廉な家賃の住まいの確保を支援するとともに、
 - ②日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるような体制を整備することについて、国としても支援する。
- また、③これらの事業を実施するための基金の立ち上げ支援とともに、広域プラットフォーム(地域連携・協働の仕組)の構築に対する支援も併せて行う。

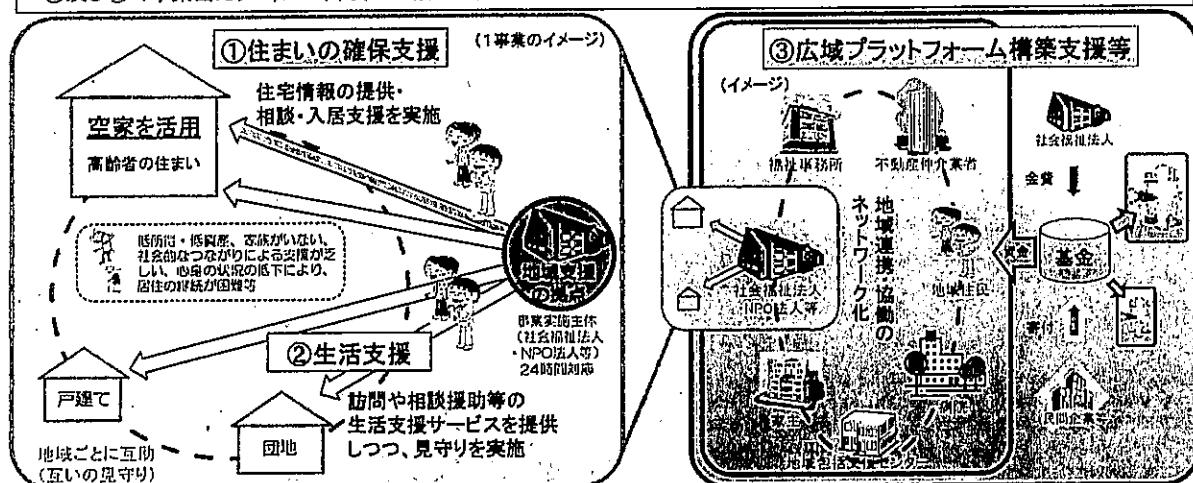
※ この事業と併せて、同様の事業が速やかに全国展開されるよう、取組内容等の情報収集や普及啓発活動を別途実施する。

2. 実施主体

- ①、②市区町村(社会福祉法人等へ委託) ③都道府県(社会福祉法人等へ委託)

3. 補助単価等

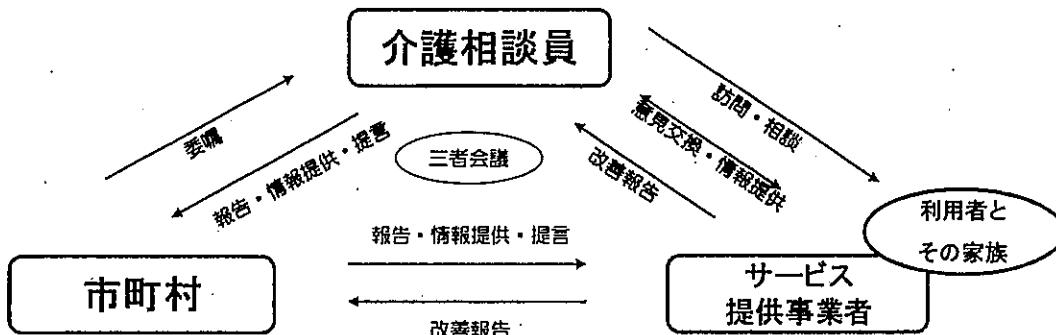
①及び② 1事業当たり 5,106千円(16か所:定額)※最長3か年 ③7,779千円(5か所:1/2相当)※単年限り



11 介護相談員派遣等事業について

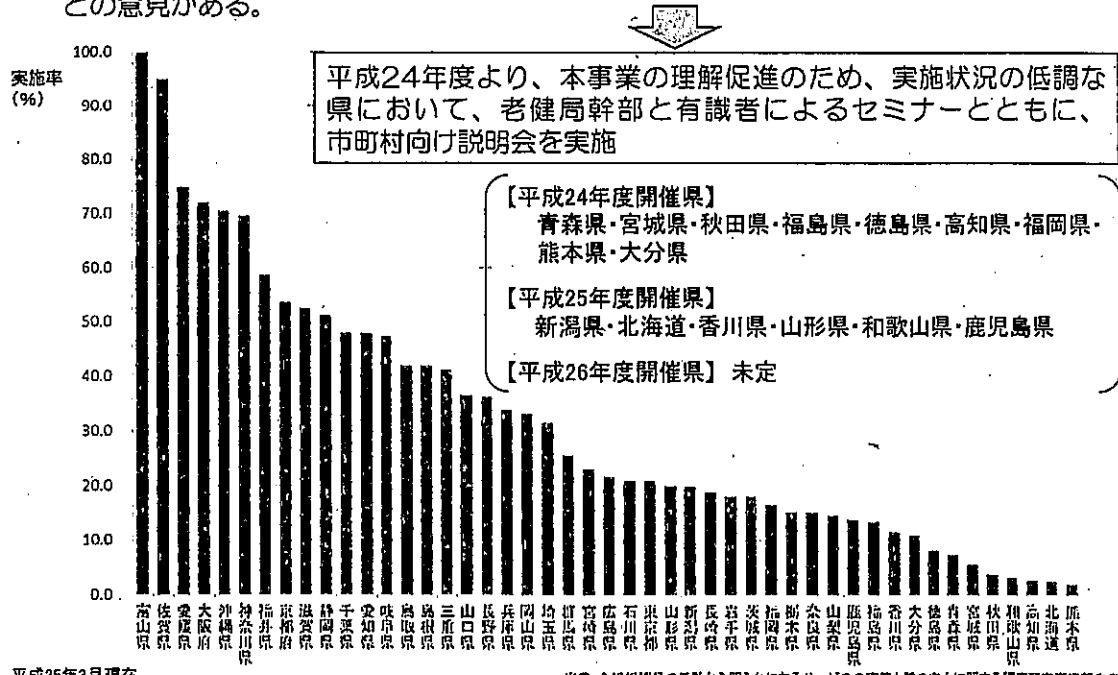
介護相談員派遣等事業について

- 地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談などに応じるボランティア（介護相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者と意見交換等を行う事業であり、地域支援事業の任意事業に「介護サービスの質の向上に資する事業」として位置付けられている。
 - ・介護相談員数 4,392人（現在活動している人数（H25.3現在））
 - ・実施市町村数 488か所（実施率 28.0%（同））
- 平成24年度から、施設系に加え居宅系サービスの運営基準においても、事業者に対し、介護相談員との連携が努力義務化された。
- 介護相談員派遣等事業のしくみ



介護相談員派遣等事業の都道府県別実施状況

- 各都道府県別の市町村の状況では、実施率が100%の県から10%に満たない県があり、実施状況にバラツキがある。
- 事業実施市町村からは、介護サービスの質の向上や利用者の権利擁護に効果が出ているとの意見がある。



平成25年3月現在

出典：介護相談員の活動から明らかになるサービスの実態と質の向上に関する調査研究事業報告書

